

令和元年度 第2回

境港市国民健康保険運営協議会

**日 時 令和元年12月19日(木)
午後1時30分～**

場 所 境港市役所 第1会議室

～～～ 日 程 ～～～

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 市民生活部長あいさつ

4. 委員出席状況報告

5. 議事録署名委員の選任

6. 協議事項

(1) 令和2年度国民健康保険税について (1頁)

7. そ の 他

(1) 境港市国民健康保険事業計画 (案) について (別添資料)

8. 閉 会

令和2年度 国民健康保険税について

《提案事項》

令和2年度の国民健康保険税の税率は、令和元年度(平成31年度)と同様とし、税率改定は行わない。

1 令和2年度の「納付金」の算定方法

「国民健康保険事業費納付金」は平成30年度に始まった制度で、市町村は、県が示す納付金総額を保険税等で確保して県に納める。

令和2年度の納付金は、元年度と同様の算定方法となる見込みである。

2 保険税率を改定しない理由

- ① 令和2年度の納付金の算定方法に大きな変更がない。
- ② 納付金算定に必要な医療費指数反映係数 α について、令和2年度も $\alpha=1$ とする(市町村ごとに使った医療費を納付金の額に反映する※)ことが決定した。
- ③ 納付金の財源が不足した場合は、国民健康保険基金から充当することが可能である。

※ 医療費指数反映係数 α …

市町村ごとに異なる医療費について、納付金に反映させる割合。

$\alpha=1$ の場合はすべて反映するので、医療費が多かかった市町村は納付金が高くなる。 $\alpha=0$ の場合は県内の全医療費を県全体で負担するので、負担が平準化される。

3 納付金の財源が不足した場合の対応

国民健康保険基金を取り崩し、充当する。

※ 国民健康保険基金残高…358,605,604円 (R1.12.19現在)

<H30.1.26 国保運営協議会答申(抜粋)>

「この制度改革への対応に当たっては、被保険者の保険税負担の変動を抑制しつつ、段階的に本来の保険税率に改定し、制度への円滑な移行を図るため、市においても独自の激変緩和措置として、国民健康保険基金から、初年度(平成30年度)は増加額の全額相当を充当し、次年度は充当額を減額することが適当である」